

第 1 回嬉野市議会定例会議案

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

嬉 野 市

報告 番号	提出年月日	報 告 名	頁
1	令和7年2月28日	専決処分（第 1 1 号）の報告について	1
2	〃	議決事件に該当しない契約の報告について	別冊

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
1	令和7年2月28日	専決処分（第 1 号）の承認を求めることについて	別冊
2	〃	嬉野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について	3
3	〃	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	15
4	〃	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について	17
5	〃	嬉野市防犯設備の設置及び管理に関する条例及び嬉野市債権管理条例の一部を改正する条例について	21
6	〃	嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	23
7	〃	嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び嬉野市消防団条例の一部を改正する条例について	26
8	〃	嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	31
9	〃	嬉野市税条例の一部を改正する条例について	46
10	〃	嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例について	48
11	〃	嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例について	52
12	〃	嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	54
13	〃	嬉野市いきいきデイサービスセンター条例の一部を改正する条例について	56
14	〃	嬉野市企業誘致ビル条例の一部を改正する条例について	58
15	〃	嬉野市志田焼の里博物館条例の一部を改正する条例について	60
16	〃	嬉野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について	63
17	〃	嬉野市特別会計条例を廃止する条例について	66
18	〃	市道路線の廃止について	68
19	〃	市道路線の認定について	69
20	〃	令和 6 年度嬉野市一般会計補正予算（第 8 号）	別冊

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
21	令和7年2月28日	令和6年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
22	〃	令和6年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃
23	〃	令和6年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺上地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）	〃
24	〃	令和6年度嬉野市下水道事業会計補正予算（第4号）	〃
25	〃	令和7年度嬉野市一般会計予算	〃
26	〃	令和7年度嬉野市国民健康保険特別会計予算	〃
27	〃	令和7年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算	〃
28	〃	令和7年度嬉野市下水道事業会計予算	〃

諮問 番号	提出年月日	諮 問 名	頁
1	令和7年2月28日	人権擁護委員候補者の推薦について	70
2	〃	人権擁護委員候補者の推薦について	71

報告第 1 号

専決処分（第 1 1 号）の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成 1 8 年嬉野市条例第 2 0 4 号）第 2 条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

嬉野市長 村上 大祐

専決処分第 11 号

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成 18 年嬉野市条例第 204 号）第 2 条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 12 月 27 日

嬉野市長 村上 大祐

1 事故の内容

塩田中学校用務員（会計年度任用職員）が、国道 498 号そばの学校法面下のヒラドツツジが植栽されている平地を、校舎側を向き草刈り機を用いて除草作業をしていたところ、走行していたトラック [REDACTED] の助手席側ガラスに小石が跳ね、ガラス全面が割れた。

2 事故発生年月日

令和 6 年 8 月 19 日 午後 2 時頃

3 事故発生場所

嬉野市塩田町大字馬場下甲 1801 番地 塩田中学校付近

4 損害賠償額

金 210,760 円

5 過失割合

100 パーセント

6 損害賠償の相手方

[REDACTED]

報告第 2 号

議決事件に該当しない契約の報告について

嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例（平成 2 6 年嬉野市条例第 4 1 号）第 2 条の規定により下記のとおり報告する。

令和 7 年 2 月 2 8 日 提出

嬉野市長 村上 大祐

記

予定価格 1 3 0 万円以上の工事又は製造の請負契約（第 2 条第 1 項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
令和 7 年 第 1 回 定例会								
1	財政課	令和6年度 ため池等環境保全事業 新堤リプル設置工事	嬉野町大字 下宿地内	2, 286, 900	随意契約	東京都東村山市青葉町1-10-15 (株) アクアデックジャパン 代表取締役 田中 英明	令和7年2月4日	令和7年2月4日 ～ 令和7年2月14日
2	文化・スポーツ振興課	令和6年度 大野原運動広場法面防草対策 (2工区) 工事	嬉野町大字 岩屋川内丙	1, 782, 000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字吉田丁3649-18 (有) 杉原建設 代表取締役 杉原 康一	令和6年11月15日	令和6年11月15日 ～ 令和7年1月31日
3	子育て未来課	大草野小学校放課後児童クラブ新築工事	嬉野市嬉野 町大字下野 地内	44, 308, 000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿甲1823-8 (有) 諸岡建設 代表取締役 諸岡 孝司	令和7年1月24日	令和7年1月24日 ～ 令和7年7月31日
4	観光商工課	令和6年度 志田焼の里博物館 法面崩壊 防止工事	嬉野市塩田 町大字久間 地内	2, 915, 000	随意契約	武雄市武雄町大字昭和335 五光建設(株) 代表取締役 橋富 守人	令和6年12月9日	令和6年12月9日 ～ 令和7年3月21日
5	建設課	5線改第5号 市道北向線道路改良工事	嬉野町大字 不動山地内	1, 870, 000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字不動山甲101-1 (株) 川内工業 代表取締役 川内 孝徳	令和6年12月24日	令和6年12月24日 ～ 令和7年3月21日
6	建設課	5線改第1号 市道第一鍋野線道路防災工事	塩田町大字 馬場下地内	4, 070, 000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字久間甲477-1 大川内建設(株) 代表取締役 大川内 学	令和7年1月20日	令和7年1月20日 ～ 令和7年3月18日

予定価格 1 3 0 万円以上の工事又は製造の請負契約（第 2 条第 1 項関係）

番号 令和 7 年 第 1 回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
7	建設課	5線道第2号 百貫橋橋梁補修工事	嬉野町大字 吉田地内	11, 055, 000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字吉田丁3649-18 (有) 杉原建設 代表取締役 杉原 康一	令和6年12月3日	令和6年12月3日 ～ 令和7年3月7日
8	建設課	6長第2号 市道第一下童線道路補修工事	塩田町大字 谷所地内	5, 093, 000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字久間乙2717-1 西部道路(株) 嬉野営業所 所長 中野 幸一	令和6年12月3日	令和6年12月3日 ～ 令和7年1月31日
9	建設課	6長第3号 市道湯野田木場線他1路線道路 補修工事	嬉野町大字 下宿他地内	1, 518, 000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株) 神近建設 代表取締役 神近 利久	令和6年12月3日	令和6年12月3日 ～ 令和7年1月31日
10	建設課	6長第4号 市道東吉田両岩線道路補修工事	嬉野町大字 吉田地内	6, 380, 000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株) 嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	令和6年12月4日	令和6年12月4日 ～ 令和7年2月28日
11	建設課	6長第5号 市道下岩屋線道路補修工事	嬉野町大字 岩屋川内地 内	3, 597, 000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株) 神近建設 代表取締役 神近 利久	令和6年12月3日	令和6年12月3日 ～ 令和7年1月31日
12	建設課	6改第3号 市道冬野南部線道路改良工事	塩田町大字 久間地内	9, 240, 000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲529-1 (株) 西村組 代表取締役 西村 隆	令和6年12月4日	令和6年12月4日 ～ 令和7年3月21日
13	建設課	6改第4号 市道西川内野仁田線道路改良工 事	嬉野町大字 吉田地内	8, 162, 000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字吉田丁3649-18 (有) 杉原建設 代表取締役 杉原 康一	令和6年12月24日	令和6年12月24日 ～ 令和7年3月21日
14	建設課	6道第3号 中尾立橋橋梁補修工事	嬉野町大字 吉田地内	16, 170, 000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株) 神近建設 代表取締役 神近 利久	令和6年12月3日	令和6年12月3日 ～ 令和7年3月7日
15	建設課	6道第4号 藤ノ落橋橋梁補修工事	嬉野町大字 吉田地内	26, 620, 000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙969-1 中野建設(株) 代表取締役 中野 淳一	令和6年12月3日	令和6年12月3日 ～ 令和7年3月7日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 令和7年 第1回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
16	建設課	6道第5号 宇留戸第二橋橋梁補修工事	嬉野町大字 吉田地内	9,625,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙969-1 中野建設(株) 代表取締役 中野 淳一	令和6年12月3日	令和6年12月3日 ～ 令和7年3月7日
17	建設課	6交第3号 交通安全施設(通学路対策)工事	嬉野市内一 円地内	1,914,000	指名競争 入札	唐津市石志字二ノ坪3313-1 佐賀安全産業(株) 代表取締役社長 伊東 幸夫	令和7年1月29日	令和7年1月29日 ～ 令和7年3月28日
18	建設課	6過単災第2号 市道永尾線道路災害復旧附 帯工事(堤外水路復旧工)	嬉野町大字 下野地内	17,985,000	随意契約	嬉野市嬉野町大字下野甲3943-10 (株)小川組 代表取締役 小川 真弘	令和6年12月3日	令和6年12月3日 ～ 令和7年2月28日
19	環境下水道課	令和6年度 嬉野市営浄化槽事業 R6-051号 浄化槽設置工事	嬉野市嬉野 町大字下野 地内	6,215,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野甲3943-10 (株)小川組 代表取締役 小川 真弘	令和6年12月12日	令和6年12月12日 ～ 令和7年3月14日
20	環境下水道課	令和6年度 嬉野市営浄化槽事業 R6-052号 浄化槽設置工事	嬉野市塩田 町大字久間 地内	7,623,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	令和6年12月12日	令和6年12月12日 ～ 令和7年3月14日
21	環境下水道課	令和6年度 嬉野浄化センターNo.1投込圧力 式水位計更新工事	嬉野市嬉野 町大字下宿 地内	1,650,000	随意契約	福岡県福岡市東区社領1丁目9-16 (株)明興テクノス福岡支店 代表取締役 支店長 弓 指太	令和7年1月10日	令和7年1月10日 ～ 令和7年3月7日
22	環境下水道課	令和6年度 嬉野市営浄化槽事業 R6-058号 浄化槽設置工事	嬉野市嬉野 町大字吉田 地内	1,639,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野甲1096 ハヤシダ工業 林田 寛	令和7年1月23日	令和7年1月23日 ～ 令和7年3月14日
23	新幹線・ま ちづくり課	令和6年度 旧杵藤伝染病棟解体工事	嬉野町大字 下宿地内	52,800,000円	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野甲3943-10 (株)小川組 代表取締役 小川 真弘	令和6年12月2日	令和6年12月2日 ～ 令和7年3月14日
24	新幹線・ま ちづくり課	令和6年度 川端緑地公園防護柵改修工事	嬉野町大字 岩屋川内 地内	3,850,000円	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株) 嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	令和6年11月20日	令和6年11月20日 ～ 令和7年3月14日

予定価格 1 3 0 万円以上の工事又は製造の請負契約（第 2 条第 1 項関係）

番号 令和 7 年 第 1 回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
25	新幹線・まちづくり課	令和6年度 嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業 保留地上下水道引込工事	嬉野町大字 下宿 地内	1,980,000円	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙546 (有)山中 代表取締役 山中 岩男	令和6年12月13日	令和6年12月13日 ～ 令和7年2月28日
26	農林整備課	令和6年度 農業水路等長寿命化・防災減 災事業 白仁田ため池廃止工事	嬉野町大字 下宿地内	7,436,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字吉田丁3649-18 (有)杉原建設 代表取締役 杉原 康一	令和6年11月15日	令和6年11月15日 ～ 令和7年3月8日
27	農林整備課	令和6年度 農業水路等長寿命化・防災減 災事業 外柳ため池廃止工事	塩田町大字 大草野地内	18,260,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲529-1 (株)西村組 代表取締役 西村 隆	令和6年12月18日	令和6年12月18日 ～ 令和7年3月7日
28	農林整備課	令和6年度 下童排水機場水位通報装置設置 工事	塩田町大字 谷所地内	1,353,000	随意契約	佐賀市唐人2-5-8 (株)西島製作所 佐賀支店 支店長 矢倉 俊宏	令和6年11月21日	令和6年11月21日 ～ 令和7年3月14日
29	農林整備課	令和6年度 下童排水機場屋上防水改修工事	塩田町大字 谷所地内	5,170,000	指名競争 入札	鹿島市大字高津原4026-1 大和塗装(株) 代表取締役 平野 道德	令和6年12月3日	令和6年12月3日 ～ 令和7年3月21日
30	農林整備課	令和6年度 三ヶ崎排水機場機械・電気設 備補修工事	塩田町大字 谷所地内	4,378,000	随意契約	佐賀市唐人2-5-8 (株)西島製作所 佐賀支店 支店長 矢倉 俊宏	令和6年12月13日	令和6年12月13日 ～ 令和7年3月28日
31	農林整備課	令和6年度 指定農道式浪線道路舗装工事	嬉野町大字 下宿地内	1,958,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株) 嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	令和7年1月27日	令和7年1月27日 ～ 令和7年3月21日
32	農林整備課	令和6年度県単林道事業 林道椎葉線排水改 良工事	嬉野町大字 岩屋川内地 内	3,058,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字不動山丙1305 (有)サンブ工業 代表取締役 山口 健児	令和6年11月18日	令和6年11月18日 ～ 令和7年2月28日
33	農林整備課	令和6年度 広川原キャンプ場場内整備工事	嬉野町大字 吉田地内	4,455,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役 神近 利久	令和6年12月3日	令和6年12月3日 ～ 令和7年2月28日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 令和7年 第1回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
34	教育総務課	令和6年度大規模改造（バリアフリー）嬉野小学校バリアフリー化改修工事	嬉野町大字 下宿地内	36,520,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字久間甲477-1 大川内建設(株) 代表取締役 大川内 学	令和7年1月27日	令和7年1月27日 ～ 令和7年8月22日
35	教育総務課	令和6年度大規模改造（空調）嬉野小学校空調設備改修工事	嬉野町大字 下宿地内	18,920,000	指名競争 入札	鹿島市大字高津原41-3 (株)宮園電工 代表取締役 山下 浩司	令和7年1月28日	令和7年1月28日 ～ 令和7年3月31日
36	教育総務課	令和6年度 塩田図書館空調設備改修工事	塩田町大字 馬場下地内	7,890,630	指名競争 入札	佐賀市嘉瀬町大字扇町2360 吉村空調工業(株) 代表取締役 吉村 松代	令和7年1月29日	令和7年1月29日 ～ 令和7年3月31日
37	教育総務課	令和6年度大規模改造（空調）塩田学校給食センター空調設備改修工事	塩田町大字 馬場下地内	5,940,000	指名競争 入札	佐賀市嘉瀬町大字扇町2360 吉村空調工業(株) 代表取締役 吉村 松代	令和7年1月29日	令和7年1月29日 ～ 令和7年3月31日
38	教育総務課	令和6年度 街なみ環境整備事業 町分防火水槽給水管布設替え工事	塩田町大字 馬場下地内	4,796,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字五町田乙4-2 (株)西野設備 代表取締役 西野 和博	令和6年11月29日	令和6年11月29日 ～ 令和7年3月31日
39	教育総務課	令和6年度 街なみ環境整備事業 町分防火水槽（山下）整備工事	塩田町大字 馬場下地内	18,810,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲529-1 (株)西村組 代表取締役 西村 隆	令和6年12月4日	令和6年12月4日 ～ 令和7年3月31日

- ・履行の場所： 庁内の場合は所属の名称、庁外の場合は実施場所
- ・契約の金額： 消費税を含む契約総額
- ・契約の方法： 一般競争入札、条件付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別

議案第 1 号

専決処分（第 1 号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

嬉野市長 村上 大祐

専決処分第 1 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年度嬉野市の一般会計補正予算（第 7 号）を次のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 月 22 日

嬉野市長 村上 大祐

令和 6 年度 嬉野市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 6 年度嬉野市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 9 5，6 0 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2，7 8 2，6 6 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

歳 入 歳 出 予 算 補 正

第1表（歳 入）

（単位：千円）

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金		3,090,898	172,610	3,263,508
	1 国庫負担金	2,076,087	68,971	2,145,058
	2 国庫補助金	1,007,632	103,639	1,111,271
19 繰入金		3,303,173	22,991	3,326,164
	2 基金繰入金	3,279,238	22,991	3,302,229
歳 入	合 計	22,587,067	195,601	22,782,668

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民生費		6,815,671	195,601	7,011,272
	1 社会福祉費	3,398,383	103,639	3,502,022
	3 生活保護費	591,356	91,962	683,318
歳 出	合 計	22,587,067	195,601	22,782,668

第 2 表 繰越明許費

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	低所得者支援金(令和6年度こども加算臨時給付)	8,000
3 民生費	1 社会福祉費	低所得者支援金(令和6年度非課税世帯臨時給付)	90,000

議案第 2 号

嬉野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
について

嬉野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のよう
に制定する。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 乳児等通園支援事業を実施するにあたって、乳児等通園支援事業の設備及び
運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）の規定に基づき条例を制定する
必要がある。

嬉野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の16第2項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 本市が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、市長の監督に属する乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）を利用している乳児又は幼児であって満3歳未満の者（法第6条の3第23項に規定する内閣府令で定めるものを除く。以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が適切な遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助（以下「乳児等通園支援」という。）を行うことにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、嬉野市子ども・子育て会議条例（平成25年嬉野市条例第44号）で定める嬉野市子ども・子育て会議又は児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者等)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその行う乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害対策)

第6条 乳児等通園支援事業所においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に関する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳

児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（職員の一般的要件）

第9条 乳児等通園支援事業において利用乳幼児の乳児等通園支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員を兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医薬品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) その行う乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、当該乳児等通園支援の提供に係る市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下第25条第4号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

（1） 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

（2） 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき、1.65平方メートル以上であること。

（3） ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

（4） 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援に必要な用具を備えること。

（5） 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

（6） 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

（7） 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

（8） 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に

掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	-----	--

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事

故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下回ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する者でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下この号及び次号において「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する

基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、乳児等通園支援事業を利用する乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じた支援を提供しなければならない。

（保護者との連絡）

第24条 一般型乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- （1） 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- （2） 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- （3） 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- （4） 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、これらの規定中「一般型乳児等通園支援事業者」とあるのは、「余裕活用型乳児等通園支援事業者」とする。

第3章 雑則

（電磁的記録）

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、

正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 3 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するため、条例を制定する必要がある。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(議会の委任による市長の専決処分に関する条例の一部改正)

第1条 議会の委任による市長の専決処分に関する条例(平成18年嬉野市条例第204号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(嬉野市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正)

第2条 嬉野市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例(令和3年嬉野市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(嬉野市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 嬉野市下水道事業の設置等に関する条例(令和3年嬉野市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 4 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する
条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を別紙
のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）等の施行に伴い、関
係条例の一部を改正するため、条例を制定する必要がある。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する
条例

目次

第1編 関係条例の一部改正（第1条—第7条）

第2編 経過措置

第1章 通則（第8条・第9条）

第2章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に伴う経過
措置（第10条）

第3章 その他（第11条）

附則

第1編 関係条例の一部改正

（嬉野市情報公開条例の一部を改正する条例）

第1条 嬉野市情報公開条例（平成26年嬉野市条例第33号）の一部を次のよう
に改正する。

第31条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（嬉野市個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例）

第2条 嬉野市個人情報保護審査会条例（令和4年嬉野市条例第17号）の一部を
次のように改正する。

第13条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（嬉野市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例）

第3条 嬉野市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成18年嬉野市
条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

（嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

第4条 嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の一部
を次のように改正する。

第26条第3号及び第4号並びに第27条第1項第1号及び第3項第1号中
「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（嬉野市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例）

第5条 嬉野市法定外公共物の管理に関する条例（平成18年嬉野市条例第141
号）の一部を次のように改正する。

第22条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(嬉野市消防団条例の一部を改正する条例)

第6条 嬉野市消防団条例（平成18年嬉野市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(嬉野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例)

第7条 嬉野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成18年嬉野市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第2編 経過措置

第1章 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第8条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第9条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期

を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

(嬉野市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の嬉野市職員の給与に関する条例第27条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第3章 その他

(経過措置の規則への委任)

第11条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議案第 5 号

嬉野市防犯設備の設置及び管理に関する条例及び嬉野市債権管理条例
の一部を改正する条例について

嬉野市防犯設備の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年嬉野市条例第 2 0 5 号）及び嬉野市債権管理条例（令和 2 年嬉野市条例第 1 7 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 個人情報保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市防犯設備の設置及び管理に関する条例及び嬉野市債権管理条例
の一部を改正する条例

(嬉野市防犯設備の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 嬉野市防犯設備の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年嬉野市条例第 2 0 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「嬉野市情報公開条例（平成 2 6 年嬉野市条例 3 3 号）」を「嬉野市情報公開条例（平成 2 6 年嬉野市条例第 3 3 号）」に、「嬉野市個人情報保護条例（平成 2 1 年嬉野市条例第 2 1 号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）」に改める。

(嬉野市債権管理条例の一部改正)

第 2 条 嬉野市債権管理条例（令和 2 年嬉野市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「嬉野市個人情報保護条例（平成 2 1 年嬉野市条例第 2 1 号）第 2 条第 3 号に規定する実施機関」を「市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 18 年嬉野市条例第 34 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 佐賀県人事委員会の勧告に基づき、嬉野市職員について休暇取得の環境を整えるため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年嬉野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」と改める。

第25条第6号中「看護」を「看護等」に、「又は」を「若しくは」に、「世話をを行う」を「世話、疾病の予防を図るために必要なものとして規則で定める子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴う子の世話をすること又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をする」に改める。

第27条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第27条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第27条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- （2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- （3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 7 号

嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
及び嬉野市消防団条例の一部を改正する条例について

嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 8 年嬉野市条例第 3 9 号）及び嬉野市消防団条例（平成 1 8 年嬉野市条例第 1 4 9 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市消防団の組織再編を行うとともに消防団員の処遇改善を図るため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
及び嬉野市消防団条例の一部を改正する条例

(嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年嬉野市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分		報酬の額	旅費の額
消防団団長		年額 255,800円	副市長の規定に準ずる。
消防団副団長		〃 131,700円	〃
消防団分団長		〃 71,100円	行政職2級以上の職務にある者の規定に準ずる。
消防団副分団長		〃 45,100円	〃
消防団ラッパ隊長		〃 71,100円	〃
消防団部長		〃 28,200円	行政職1級及び技能職の職務にある者の規定に準ずる。
消防団ラッパ手		〃 39,000円	〃
消防団団員（基本団員）		〃 19,000円	〃
消防団団員（支援団員）		〃 5,700円	〃
消防団員災害出動	2時間以内の場合	日額 2,000円	
	2時間を超え4時間以内の場合	〃 4,000円	
	4時間を超え6時間以内の場合	〃 6,000円	
	6時間を超える場合	〃 8,000円	

	誤報による 出動の場合	1回 1,000円	
消防団員警 戒、訓練等出 動	4時間以内 の場合	日額 2,000円	
	4時間を超 える場合	〃 3,500円	
産業医		日額 18,500円	行政職1級及び技能職の職務 にある者の規定に準ずる。
農業委員会会長		年額 350,000円	副市長の規定に準ずる。
農業委員会会長代理		〃 255,700円	〃
農業委員会委員		〃 223,600円	〃
農地利用最適化推進委員		〃 168,150円	〃
監査委員（識見を有する 者）		〃 800,000円	〃
固定資産評価審査委員会 委員		日額 5,700円	〃
選挙管理委員会委員長		年額 180,000円	〃
選挙管理委員会委員		〃 110,000円	〃
選挙長		1回につき 10,800円	行政職2級以上の職務にある 者の規定に準ずる。
投票所の投票管理者		日額 12,800円を 超えない範囲内で嬉野 市選挙管理委員会が定 める額	〃
共通投票所の投票管理者		〃 12,800円を超 えない範囲内で嬉野市 選挙管理委員会が定め る額	〃
期日前投票所の投票管理 者		〃 11,300円を超 えない範囲内で嬉野市	〃

	選挙管理委員会が定める額	
開票管理者	1回につき 10,800円	〃
選挙立会人	〃 8,900円	〃
投票所の投票立会人	日額 10,900円を超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が定める額	〃
共通投票所の投票立会人	〃 10,900円を超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が定める額	〃
開票立会人	1回につき 8,900円	〃
期日前投票所の投票立会人	日額 9,600円を超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が定める額	〃
教育委員会委員	年額 400,000円	副市長の規定に準ずる。
校医歯科医	〃 244,900円	行政職2級以上の職務にある者の規定に準ずる。
学校薬剤師	〃 50,100円	〃
スポーツ推進委員	〃 37,300円	〃
福祉事務所医	月額 54,000円	〃
福祉事務所精神医	〃 13,500円	〃
その他委員(規則に基づき定めた委員)	日額 5,700円	〃

(嬉野市消防団条例の一部改正)

第2条 嬉野市消防団条例(平成18年嬉野市条例第149号)の一部を次のよう

に改正する。

第4条中「1, 050人」を「900人」に改める。

第6条第2項第1号中「前条第3号」を「前項第3号」に改める。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 8 号

嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

嬉野市職員の給与に関する条例（平成 18 年嬉野市条例第 44 号）、嬉野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 18 年嬉野市条例第 45 号）、嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 19 年嬉野市条例第 15 号）及び嬉野市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和 3 年嬉野市条例第 26 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 佐賀県人事委員会の勧告に基づき、嬉野市職員について給与改定等を行うため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(嬉野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第6項中「次項に規定する」を「次項各号に掲げる」に改め、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給）」を削り、同条第7項中「55歳に達した職員に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後」を「次の各号に掲げる職員（規則で定める事由により昇給する職員を除く。）」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 55歳に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員（次号に掲げる職員を除く。）」

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの

第12条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第2項中「扶養手当の支給については」を「前項の扶養親族とは」に、「扶養親族とする」を「いう」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び第3号から第6号までのいずれか」を削り、「扶養親族に」を「扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）に」に、「6,500円」を「13,000円」に改め、「同項第2号」の次に「から第5号までのいずれか」を加え、「（以下「扶養親族たる子」という。）」を削り、「1万円」を「6,500円」に改め、同条第4項中「15歳」を「満15歳」に、「22歳」を「満22歳」に改め、「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第15条第2項第1号中「相当する額（以下）」を「相当する額（次項及び第4項において）」に、「いう。）」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最

も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第6項を第9項とし、第3項から第5項までを3項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の3項を加える。

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員（通勤のため有料の道路を利用してその料金を負担することを常例とする職員にあっては、規則で定める者に限る。）であつて、通勤のため特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特別急行列車等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

（2） 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が80,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、80,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5 育児、介護等のやむを得ない事情により特別急行列車等による通勤を必要とする職員で規則で定めるものにあっては、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする職員における前項の規定の適用については、同項中「80,000円」とあるのは、「150,000円」とする。

第15条の3第3項中「職員以外の地方公務員又は国家公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改める。

第24条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「前条

第1項の規定による規則で定める職にある者を「同項の職員」に、「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「各号に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第29条第2項中「から第14条まで」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,900	231,400	267,700	301,800	324,800	359,100	412,800
	2	185,000	232,900	268,800	303,300	326,700	360,800	414,700
	3	186,100	234,400	269,800	304,800	328,500	362,500	416,600
	4	187,100	235,900	270,800	306,200	330,300	364,100	418,500
	5	188,100	237,400	271,800	307,600	332,000	365,700	420,300
	6	189,900	239,100	272,900	308,700	333,800	367,500	422,100
	7	191,600	240,700	273,900	309,800	335,600	369,000	423,900
	8	193,300	242,300	274,900	311,100	337,300	370,600	425,800
	9	194,900	243,900	276,000	312,400	339,000	372,000	427,300
	10	196,600	245,400	277,000	314,100	340,800	373,700	428,800
	11	198,200	246,900	278,000	315,700	342,600	375,300	430,400
	12	199,800	248,300	279,100	317,300	344,300	376,900	431,900
	13	201,400	249,400	280,200	318,900	345,800	378,700	433,400
	14	203,100	250,700	281,500	320,500	347,400	380,600	434,700

	15	204,800	252,000	282,800	322,100	349,000	382,500	436,000
	16	206,500	253,300	284,100	323,700	350,500	384,400	437,300
	17	207,800	254,600	285,300	325,200	351,900	385,900	438,500
	18	209,500	255,600	286,600	327,000	353,700	387,700	439,800
	19	211,100	256,600	287,900	328,600	355,300	389,500	441,100
	20	212,600	257,700	289,100	330,200	356,900	391,000	442,400
	21	214,100	258,700	290,200	331,600	358,100	392,700	443,600
	22	215,800	259,700	291,400	333,300	359,700	394,200	444,400
	23	217,500	260,700	292,700	335,000	361,200	395,600	445,200
	24	219,100	261,700	294,000	336,700	362,700	397,000	446,000
	25	220,700	262,700	295,300	337,900	364,400	398,300	446,600
	26	222,400	263,700	296,300	339,800	366,200	399,600	447,200
	27	223,800	264,700	297,400	341,500	367,900	400,800	447,800
	28	225,200	265,600	298,500	343,100	369,600	401,900	448,400
	29	226,500	266,500	299,600	344,600	371,000	403,000	449,100
	30	227,800	267,300	300,800	346,300	372,300	404,200	449,900
	31	229,000	268,100	302,000	347,900	373,600	405,300	450,300
	32	230,200	268,900	303,300	349,500	374,900	406,400	451,000
	33	231,400	269,700	304,600	351,200	376,100	407,100	451,500
	34	232,500	270,500	306,000	353,100	377,000	407,800	451,900
	35	233,600	271,300	307,300	354,900	378,100	408,500	452,300
	36	234,700	272,000	308,600	356,700	379,200	409,200	452,700
	37	235,800	272,700	309,900	358,200	379,900	409,800	453,100
	38	237,000	273,500	311,200	359,600	380,800	410,400	453,500
	39	238,100	274,300	312,500	361,000	381,700	411,000	453,900
	40	239,100	275,000	313,800	362,500	382,600	411,400	454,300
	41	240,100	275,700	315,000	364,000	383,500	411,800	454,600
	42	241,000	276,500	316,400	364,800	384,300	412,000	455,000
	43	241,800	277,300	317,800	365,800	385,100	412,300	455,300

	44	242, 600	278, 100	318, 900	366, 800	385, 800	412, 600	455, 600
	45	243, 300	278, 800	319, 800	367, 700	386, 500	412, 900	455, 900
	46	243, 900	279, 500	321, 100	368, 800	387, 200	413, 200	
	47	244, 500	280, 200	322, 400	369, 700	387, 900	413, 500	
	48	245, 100	280, 900	323, 700	370, 700	388, 700	413, 800	
	49	245, 800	281, 600	324, 900	371, 600	389, 200	414, 000	
	50	246, 500	282, 300	326, 200	372, 300	389, 700	414, 300	
	51	247, 200	283, 000	327, 500	373, 000	390, 300	414, 600	
	52	247, 700	283, 700	328, 700	373, 700	391, 000	414, 900	
	53	248, 200	284, 300	330, 000	374, 100	391, 400	415, 100	
	54	248, 500	285, 000	331, 100	374, 700	392, 100	415, 400	
	55	248, 800	285, 700	332, 200	375, 400	392, 700	415, 700	
	56	249, 100	286, 500	333, 300	376, 100	393, 200	416, 000	
	57	249, 400	287, 200	334, 000	376, 400	393, 600	416, 200	
	58	249, 800	287, 900	334, 900	377, 100	394, 200	416, 500	
	59	250, 200	288, 500	335, 700	377, 800	394, 800	416, 800	
	60	250, 600	289, 200	336, 500	378, 400	395, 300	417, 100	
	61	251, 000	289, 800	337, 300	378, 700	395, 700	417, 300	
	62	251, 300	290, 600	337, 700	379, 200	396, 200	417, 600	
	63	251, 600	291, 200	338, 300	379, 800	396, 700	417, 900	
	64	251, 900	291, 700	339, 000	380, 400	397, 300	418, 100	
	65	252, 200	292, 200	339, 800	380, 700	397, 600	418, 300	
	66	252, 500	292, 800	340, 500	381, 400	398, 000		
	67	252, 800	293, 300	341, 200	382, 100	398, 400		
	68	253, 100	293, 900	341, 800	382, 700	398, 800		
	69	253, 400	294, 400	342, 300	383, 100	399, 100		
	70	253, 700	294, 900	342, 900	383, 600	399, 400		
	71	254, 000	295, 500	343, 400	384, 200	399, 700		
	72	254, 300	296, 100	344, 000	384, 700	400, 000		

	73	254, 600	296, 700	344, 300	385, 200	400, 200		
	74	254, 900	297, 100	344, 800	385, 800	400, 500		
	75	255, 200	297, 500	345, 200	386, 300	400, 800		
	76	255, 500	297, 800	345, 700	386, 600	401, 000		
	77	255, 800	298, 000	346, 100	387, 100	401, 200		
	78	256, 100	298, 300	346, 600	387, 600	401, 500		
	79	256, 400	298, 500	347, 100	388, 000	401, 800		
	80	256, 700	298, 800	347, 600	388, 300	402, 000		
	81	257, 000	299, 000	347, 900	388, 700	402, 200		
	82	257, 300	299, 200	348, 300	389, 200	402, 500		
	83	257, 600	299, 500	348, 700	389, 600	402, 800		
	84	257, 900	299, 800	349, 100	390, 000	403, 000		
	85	258, 200	300, 100	349, 400	390, 300	403, 200		
	86	258, 600	300, 400	349, 800	390, 800			
	87	258, 900	300, 700	350, 200	391, 200			
	88	259, 200	301, 000	350, 600	391, 600			
	89	259, 500	301, 300	350, 800	391, 900			
	90	259, 900	301, 600	351, 200	392, 500			
	91	260, 300	301, 900	351, 600	392, 900			
	92	260, 600	302, 300	352, 000	393, 300			
	93	260, 900	302, 500	352, 200	393, 600			
	94		302, 700	352, 600				
	95		303, 000	353, 000				
	96		303, 400	353, 400				
	97		303, 600	353, 700				
	98		303, 900	354, 100				
	99		304, 300	354, 500				
	100		304, 700	354, 900				
	101		304, 900	355, 400				

	102		305, 200	355, 800				
	103		305, 500	356, 200				
	104		305, 800	356, 600				
	105		306, 000	357, 100				
	106		306, 300	357, 500				
	107		306, 600	357, 800				
	108		306, 900	358, 100				
	109		307, 100	358, 600				
	110		307, 500					
	111		307, 900					
	112		308, 200					
	113		308, 400					
	114		308, 700					
	115		309, 000					
	116		309, 400					
	117		309, 600					
	118		309, 800					
	119		310, 100					
	120		310, 400					
	121		310, 800					
	122		311, 000					
	123		311, 300					
	124		311, 600					
	125		311, 900					
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		192, 000	219, 500	262, 300	282, 100	298, 200	323, 700	366, 400

(嬉野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 嬉野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年嬉野市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第16条中「及び第5条」を削る。

（嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年嬉野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第7条第1項中「、第14条及び第28条」を「及び14条」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「及び第25条第2項」を「、第25条第2項及び第28条第2項第1号」に、「100分の172.5」を「100分の95」に、「とする」を「と、給与条例第28条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする」に改め、同項を同条第2項とする。

第8条第1項中「及び第15条」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

（嬉野市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 嬉野市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和3年嬉野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第12条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第20条第1項中「及び第6条」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において嬉野市職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって、同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の嬉野市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第12条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

第5条 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の嬉野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

とする。

第6条 切替日から令和8年3月31日までの間における第4条の規定による改正

後の嬉野市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

」

とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

第7条 改正後の給与条例第15条の3第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(規則への委任)

第8条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表(附則第2条関係)

職員の号給の切替表

職務の級 旧号給	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1

15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28

45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	

75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70		
79	75	71	71		
80	76	72	72		
81	77	73	73		
82	78	74	74		
83	79	75	75		
84	80	76	76		
85	81	77	77		
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90	86			
95	91	87			
96	92	88			
97	93	89			
98	94	90			
99	95	91			
100	96	92			
101	97	93			
102	98				
103	99				
104	100				

105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

議案第 9 号

嬉野市税条例の一部を改正する条例について

嬉野市税条例（平成 1 8 年嬉野市条例第 5 1 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 入湯税の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市税条例の一部を改正する条例

嬉野市税条例（平成１８年嬉野市条例第５１号）の一部を次のように改正する。

第１４３条第１項中「１５０円」を「２５０円」に改め、同条第２項中「５０円」を「１００円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日からこの条例の施行の日にかけての宿泊における入湯に係る入湯税については、なお従前の例による。

（嬉野市営公衆浴場条例の一部改正）

- 3 嬉野市営公衆浴場条例（平成２１年嬉野市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「貸切湯の使用の場合、入湯税を大人１人５０円別途徴収する」を「貸切湯の使用の場合は、入湯税として大人１人につき嬉野市税条例（平成１８年嬉野市条例第５１号）に定める額を別途徴収する」に改める。

議案第 10 号

嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例について

嬉野市営駐車場条例（平成 18 年嬉野市条例第 61 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定による指定管理者に市営駐車場の管理を行わせることを可能とするため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例

嬉野市営駐車場条例（平成１８年嬉野市条例第６１号）の一部を次のように改正する。

第６条の見出し中「額」の次に「等」を加え、同条中「使用料」の次に「（以下「使用料」という。）」を加え、同条に次の１項を加える。

２ 市長は、規則で定めるところにより、使用料の１０パーセント以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。

第９条に次のただし書を加える。

ただし、市長が、やむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

第１１条を第１８条とし、第１０条の次に次の７条を加える。

（指定管理者による管理）

第１１条 市長は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に駐車場の管理を行わせることができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第１２条 前条の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- （１） 駐車場の運営及び利用料金の収納に関する業務
- （２） 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- （３） 駐車場の安全及び防犯の確保に関する業務
- （４） 前３号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務

２ 前項の場合における第４条及び第８条並びに別表備考１の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

（指定管理者の指定の手続等）

第１３条 指定管理者の指定の手続及び指定管理者が行う管理に必要な事項については、嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成１８年嬉野市条例第６３号）の定めるところによる。

（利用料金）

第１４条 指定管理者は、第６条第１項に規定する使用料を上限として、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を設定することができる。

2 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金の10パーセント以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。ただし、市長は、規則で定めるところにより指定管理者に利用料金の一部を市に納付させることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に駐車場の管理を行わなければならない。

(駐車場内における損害の責任)

第16条 駐車場内に駐車する自動車の損傷又は盗難等の被害については、指定管理者は、その賠償の責めを負わない。ただし、その自動車の保管に関し、指定管理者が善良な管理者の注意をもって管理する義務を怠ったときは、この限りでない。

(指定の取消し等)

第17条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 地方自治法第244条の2第10項に規定する指示に従わないとき。

(2) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

(3) 第12条第1項の業務を適正に行うことができなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理運営上不適切な行為があったとき。

2 市長は、前項の規定による指定の取消し等により指定管理者に生じた損害については、一切その責めを負わない。

別表を次のように改める。

別表（第6条、第12条関係）

種類	使用料
〔一般駐車〕	30分以内 無料
嬉野市嬉野インター駐車場	30分を超え24時間以内 300円
嬉野市嬉野インター第2駐車場	24時間を超え24時間ごとに 300円
〔中型駐車及び大型駐車〕	30分以内 無料

嬉野市嬉野インター第2駐車場	30分を超え24時間以内	600円
	24時間を超え24時間ごとに	600円
		円

備考

- 1 駐車場の利用者が、駐車場利用に係る駐車券を紛失し、又は破損したときは、市長は、規則で定める額を使用料として請求することができるものとする。
- 2 この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 11 号

嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例について

嬉野市体育施設条例（平成 18 年嬉野市条例第 89 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野ゲートボール場を廃止することに伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例

嬉野市体育施設条例（平成１８年嬉野市条例第８９号）の一部を次のように改正する。

第２条の表嬉野ゲートボール場の項を削る。

別表第３を次のように改める。

別表第３（第１１条、第１９条関係）

区分	使用料
吉田地区運動広場	無料
大野原運動広場	

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 12 号

嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例について

嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年
嬉野市条例第 28 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令
和 6 年内閣府令第 109 号）の施行に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
嬉野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 13 号

嬉野市いきいきデイサービスセンター条例の一部を改正する条例について

嬉野市いきいきデイサービスセンター条例（平成 18 年嬉野市条例第 102 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 いきいきデイサービスセンターの使用料を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市いきいきデイサービスセンター条例の一部を改正する条例
嬉野市いきいきデイサービスセンター条例（平成18年嬉野市条例第102号）
の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「700円」を「1,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 14 号

嬉野市企業誘致ビル条例の一部を改正する条例について

嬉野市企業誘致ビル条例（令和元年嬉野市条例第 32 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 換地処分に伴う所在地の変更に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市企業誘致ビル条例の一部を改正する条例

嬉野市企業誘致ビル条例（令和元年嬉野市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第４条の表中「嬉野市嬉野町大字下宿甲４５６８番地外」を「嬉野市嬉野町大字下宿甲４７７０番地３」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 15 号

嬉野市志田焼の里博物館条例の一部を改正する条例について

嬉野市志田焼の里博物館条例（平成 18 年嬉野市条例第 130 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 志田焼の里博物館の使用料を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市志田焼の里博物館条例の一部を改正する条例

嬉野市志田焼の里博物館条例（平成１８年嬉野市条例第１３０号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第１０条、第１５条関係）

使用料

使用料 (体験)	絵付け	4寸皿		1個	900円
		5寸皿		1個	1,000円
		6寸皿		1個	1,100円
		茶碗 ^{わん}		1個	1,100円
		マグカップ		1個	1,100円
		湯呑み ^の		1個	1,000円
		サラダボール（小）		1個	1,200円
		サラダボール（大）		1個	1,300円
		その他			10,000円を上限として規則で定める額とする。
	透かし彫り	ランプシェード		1個	2,900円
		茶香炉		1個	1,600円
		しずく		1個	1,300円
		その他			10,000円を上限として規則で定める額とする。
	ろくろ 手びねり	茶碗	体験料	1個	1,600円
		湯呑み 皿 等	素焼き 後の絵 付け	1個	500円
		その他			10,000円を上限として規則で定める額とする。

	陶芸教室	年会費	10,000円 (入館料は無料)	年会費とは別に土代 (釉薬代及び焼成代 を含む。) 600円/kg
入館料	区分	個人	団体	備考
	一般 高校生	300円	200円	(団体は20人以上の場合)
	小中学生	150円	100円	(団体は20人以上の場合)

備考 この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。

手数料

物品販売	販売手数料として全ての物品	その都度、協議して定める。
------	---------------	---------------

備考 この表に定める手数料には、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の嬉野市志田焼の里博物館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

議案第 16 号

嬉野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例について

嬉野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成 18 年嬉野市
条例第 151 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和 31 年政令
第 346 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例

嬉野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成１８年嬉野市
条例第１５１号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	５年以上	１０年以 上	１５年以 上	２０年以 上	２５年以 上	３０年以 上	３５年以 上
	１０年未 満	１５年未 満	２０年未 満	２５年未 満	３０年未 満	３５年未 満	
団長	２３９， ０００円	３４４， ０００円	４５９， ０００円	５９４， ０００円	７７９， ０００円	９７９， ０００円	１，０７ ９，００ ０円
副団長	２２９， ０００円	３２９， ０００円	４２９， ０００円	５３４， ０００円	７０９， ０００円	９０９， ０００円	１，００ ９，００ ０円
分団長	２１９， ０００円	３１８， ０００円	４１３， ０００円	５１３， ０００円	６５９， ０００円	８４９， ０００円	９４９， ０００円
副分団長	２１４， ０００円	３０３， ０００円	３８８， ０００円	４７８， ０００円	６２４， ０００円	８０９， ０００円	９０９， ０００円
部長・班長	２０４， ０００円	２８３， ０００円	３５８， ０００円	４３８， ０００円	５６４， ０００円	７３４， ０００円	８３４， ０００円
団員	２００， ０００円	２６４， ０００円	３３４， ０００円	４０９， ０００円	５１９， ０００円	６８９， ０００円	７８９， ０００円

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第 17 号

嬉野市特別会計条例を廃止する条例について

嬉野市特別会計条例を廃止する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業が実質的に完了したことに伴い、特別会計の設置が不要となったため、本条例を廃止する必要がある。

嬉野市特別会計条例を廃止する条例

嬉野市特別会計条例（平成１８年嬉野市条例第５０号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の嬉野市特別会計条例第１条第１号に規定する嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計（次項において「廃止会計」という。）の令和６年度分の歳入、歳出及び同年度の決算に関しては、なお従前の例による。

（権利義務の帰属）

- 3 この条例の施行の際廃止会計に属する剰余金、債権、債務及び財産は、嬉野市一般会計に帰属するものとする。

議案第 18 号

市道路線の廃止について

下記のとおり市道路線の廃止をする。

記

整理 番号	路線名	起 点
		終 点
1	楓ノ木通り線	嬉野市嬉野町大字下宿字楓ノ木乙 8 9 2 番 7 地先 嬉野市嬉野町大字下宿字柿ノ木田乙 2 3 3 0 番地先

令和 7 年 2 月 28 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、議会の
議決が必要である。

議案第 19 号

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線の認定をする。

記

整理 番号	路線名	起 点 終 点
1	楓ノ木通り線	嬉野市嬉野町大字下宿字大畑 嬉野市嬉野町大字下宿字楓ノ木
2	三坂原北線	嬉野市嬉野町大字下野字三坂原 嬉野市嬉野町大字下野字三坂

令和 7 年 2 月 28 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決が必要である。

議案第 20 号

令和 6 年度 嬉野市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 6 年度嬉野市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 046, 465 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21, 736, 203 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 2 月 28 日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳 入 歳 出 予 算 補 正

第1表 (歳 入)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市税		2,628,090	162,000	2,790,090
	1 市民税	969,688	16,600	986,288
	2 固定資産税	1,288,709	148,500	1,437,209
	3 軽自動車税	113,164	4,000	117,164
	4 市町村たばこ税	187,086	△7,100	179,986
2 地方譲与税		117,917	12,000	129,917
	1 地方揮発油譲与税	20,000	4,000	24,000
	2 自動車重量譲与税	69,000	8,000	77,000
4 配当割交付金		5,000	4,400	9,400
	1 配当割交付金	5,000	4,400	9,400
6 法人事業税交付金		25,000	30,000	55,000
	1 法人事業税交付金	25,000	30,000	55,000
7 地方消費税交付金		550,000	83,000	633,000
	1 地方消費税交付金	550,000	83,000	633,000
8 環境性能割交付金		8,100	2,000	10,100
	1 環境性能割交付金	8,100	2,000	10,100
11 地方交付税		4,674,240	161,937	4,836,177
	1 地方交付税	4,674,240	161,937	4,836,177
13 分担金及び負担金		71,821	△1,798	70,023
	1 分担金	4,275	△612	3,663
	2 負担金	67,546	△1,186	66,360
14 使用料及び手数料		241,242	995	242,237
	1 使用料	42,924	△420	42,504
	2 手数料	198,318	1,415	199,733

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金		3,263,508	△44,231	3,219,277
	1 国庫負担金	2,145,058	15,078	2,160,136
	2 国庫補助金	1,111,271	△59,309	1,051,962
16 県支出金		1,658,502	△54,038	1,604,464
	1 県負担金	881,614	△17,265	864,349
	2 県補助金	715,643	△35,201	680,442
	3 委託金	61,245	△1,572	59,673
17 財産収入		34,390	28,790	63,180
	2 財産売却収入	1,004	28,790	29,794
18 寄附金		3,004,253	△699,751	2,304,502
	1 寄附金	3,004,253	△699,751	2,304,502
19 繰入金		3,326,164	△724,699	2,601,465
	1 特別会計繰入金	23,935	31,462	55,397
	2 基金繰入金	3,302,229	△756,161	2,546,068
21 諸収入		429,562	22,730	452,292
	4 受託事業収入	768	△228	540
	5 雑入	202,784	22,958	225,742
22 市債		2,022,066	△29,800	1,992,266
	1 市債	2,022,066	△29,800	1,992,266
歳 入	合 計	22,782,668	△1,046,465	21,736,203

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		147,265	△3,443	143,822
	1 議会費	147,265	△3,443	143,822
2 総務費		7,846,578	△698,491	7,148,087
	1 総務管理費	7,532,701	△693,144	6,839,557
	2 徴税費	162,143	△1,215	160,928
	4 選挙費	25,477	△4,004	21,473
	6 監査委員費	19,628	△128	19,500
3 民生費		7,011,272	△127,813	6,883,459
	1 社会福祉費	3,502,022	△110,525	3,391,497
	2 児童福祉費	2,825,832	△17,461	2,808,371
	3 生活保護費	683,318	173	683,491
4 衛生費		1,351,606	△29,652	1,321,954
	1 保健衛生費	440,240	△33,165	407,075
	2 清掃費	834,095	3,513	837,608
6 農林水産業費		901,287	△38,437	862,850
	1 農業費	786,993	△39,358	747,635
	2 林業費	114,084	921	115,005
7 商工費		512,537	△2,200	510,337
	1 商工費	512,537	△2,200	510,337
8 土木費		1,285,581	△78,937	1,206,644
	2 道路橋りょう費	363,427	3,100	366,527
	3 河川費	20,580	250	20,830
	4 都市計画費	819,957	△81,221	738,736
	6 新幹線費	28,847	△1,066	27,781

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 消防費		543,118	△24,773	518,345
	1 消防費	543,118	△24,773	518,345
10 教育費		1,654,191	△25,136	1,629,055
	1 教育総務費	252,753	△3,248	249,505
	2 小学校費	354,359	3,347	357,706
	4 社会教育費	392,725	△11,614	381,111
	5 保健体育費	548,133	△13,621	534,512
12 公債費		1,247,128	△17,583	1,229,545
	1 公債費	1,247,128	△17,583	1,229,545
歳 出	合 計	22,782,668	△1,046,465	21,736,203

第 2 表 継 続 費 補 正

(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎整備関連事業(令和5年度設定分)	249,513	令和5年度	141,752	250,173	令和5年度	141,752
				令和6年度	105,561		令和6年度	105,561
				令和7年度	2,200		令和7年度	2,200
				令和8年度	0		令和8年度	660
2 総務費	2 徴税費	路線価評価替時点修正業務	16,500	令和6年度	5,500	15,400	令和6年度	5,126
				令和7年度	5,500		令和7年度	5,137
				令和8年度	5,500		令和8年度	5,137
10 教育費	2 小学校費	大草野小学校長寿命化改修	692,700	令和6年度	5,466	942,111	令和6年度	7,644
				令和7年度	284,326		令和7年度	383,206
				令和8年度	402,908		令和8年度	551,261

第 3 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎整備関連事業	12,437
2 総務費	1 総務管理費	文書管理システム導入事業	15,743
2 総務費	1 総務管理費	医療センター跡地活用事業	40,160
2 総務費	1 総務管理費	市史編纂事業	47,252
6 農林水産業費	1 農業費	新規就農者育成総合対策事業	15,468
6 農林水産業費	1 農業費	産地生産基盤パワーアップ事業	15,000
6 農林水産業費	1 農業費	さが酪農経営向上緊急支援事業	4,800
6 農林水産業費	1 農業費	農村地域防災減災事業	54,100
6 農林水産業費	1 農業費	指定農道維持管理事業	9,800
6 農林水産業費	1 農業費	排水機場維持管理	11,889
6 農林水産業費	2 林業費	県単林道事業	3,600
6 農林水産業費	2 林業費	林道維持事業	1,200
6 農林水産業費	2 林業費	キャンプ場費	7,300
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道本通り線舗装補修事業	27,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道新設改良事業	70,200

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金事業（市道調査・改良）	7,100
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路メンテナンス事業（橋りょう補修整備）	39,500
8 土木費	3 河川費	急傾斜地崩壊防止事業	12,000
8 土木費	3 河川費	（県営）急傾斜地崩壊対策事業	1,750
8 土木費	4 都市計画費	都市公園管理業務	1,019
9 消防費	1 消防費	消防設備整備事業	17,145
10 教育費	2 小学校費	合併処理浄化槽接続（久間小）	14,096
10 教育費	2 小学校費	空調設備改修事業（嬉野小）	21,771
11 災害復旧費	3 その他公共施設・公用施設災害復旧費	下不動地区法定外道路復旧事業	5,000

第 4 表 地 方 債 補 正

(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
地 域 農 業 水 利 ストックマネジメント事業	千円 5,600	普通貸借又は 証 券 発 行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り 入れる政府資金及び地方公共団体 金融機構資金について、利率見直 しを行った後においては、当該見 直し後の利率)	政府資金については、その融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができ る。	千円 5,400	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
社会資本整備総合交付金事業	2,100	〃	〃	〃	2,500	〃	〃	〃
新 幹 線 建 設 地 元 負 担 金	1,100	〃	〃	〃	200	〃	〃	〃
消 防 施 設 整 備 事 業	50,400	〃	〃	〃	34,600	〃	〃	〃
防 災 行 政 無 線 更 新 事 業	6,100	〃	〃	〃	0	〃	〃	〃
学校施設空調設備改修事業	11,200	〃	〃	〃	9,900	〃	〃	〃
学 校 施 設 バ リ ア フ リ ー 化 改 修 事 業	50,900	〃	〃	〃	51,900	〃	〃	〃
現年農地・施設災害復旧事業	2,100	〃	〃	〃	300	〃	〃	〃
現 年 林 道 災 害 復 旧 事 業	6,800	〃	〃	〃	1,700	〃	〃	〃

議案第 2 1 号

令和 6 年度 嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度嬉野市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 2, 9 7 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 8 7 2, 2 6 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の廃止は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳 入 歳 出 予 算 補 正

第1表 (歳 入)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 県支出金		2,783,778	26,000	2,809,778
	1 県補助金	2,783,778	26,000	2,809,778
6 繰入金		385,814	6,975	392,789
	1 他会計繰入金	276,853	△11,542	265,311
	2 基金繰入金	108,961	18,517	127,478
9 市債		1	△1	0
	1 財政安定化基金貸付金	1	△1	0
歳 入	合 計	3,839,287	32,974	3,872,261

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		119,858	△24,488	95,370
	1 総務管理費	115,496	△24,488	91,008
5 基金積立金		81,058	26,000	107,058
	1 基金積立金	81,058	26,000	107,058
7 諸支出金		125,205	31,462	156,667
	2 繰出金	23,934	31,462	55,396
歳 出	合 計	3,839,287	32,974	3,872,261

第 2 表 地 方 債 補 正

(廃止)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後				
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	備 考
国 民 健 康 保 険 事 業 (財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金)	千円 1	普通貸借又は 証 券 発 行	無利子	佐賀県国民健康保険財政安定 化基金条例に定められた融資 条件による。ただし、市財政 の都合により据置期間及び償 還期限を短縮し、又は繰上償 還もしくは低利に借換えする ことができる。	千円 —	—	—	—	財源振替

令和 6 年度 嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度嬉野市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8, 9 8 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 5 7, 3 0 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳 入 歳 出 予 算 補 正

第1表 (歳 入)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 繰入金		148,407	△8,987	139,420
	1 一般会計繰入金	148,407	△8,987	139,420
歳 入	合 計	466,288	△8,987	457,301

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		460,727	△8,987	451,740
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	460,727	△8,987	451,740
歳 出	合 計	466,288	△8,987	457,301

令和 6 年度 嬉野市嬉野都市計画事業
嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度嬉野市の嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 802 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 91,671 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 28 日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳 入 歳 出 予 算 補 正

第1表 (歳 入)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財産収入		20	74,091	74,111
	1 財産売却収入	1	74,091	74,092
2 繰入金		85,337	△74,235	11,102
	1 一般会計繰入金	85,337	△74,235	11,102
4 諸収入		2,880	△658	2,222
	1 雑入	2,880	△658	2,222
歳 入	合 計	92,473	△802	91,671

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 上木費		28,706	△802	27,904
	1 都市計画費	28,706	△802	27,904
歳 出	合 計	92,473	△802	91,671

令和6年度 嬉野市下水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和6年度嬉野市下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度嬉野市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

	（既決予定額） 千円	（補正予定額） 千円	（計） 千円
（4）主要な建設改良事業			
（イ）農業集落排水機器更新			
設計及び工事	12,408	53,800	66,208

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入				
	（科 目）	（既決予定額） 千円	（補正予定額） 千円	（計） 千円
第1款	下水道事業収益	819,410	8,090	827,500
第1項	営業収益	199,573	5,180	204,753
第2項	営業外収益	619,837	2,910	622,747
支 出				
	（科 目）	（既決予定額） 千円	（補正予定額） 千円	（計） 千円
第1款	下水道事業費用	810,882	1,330	812,212
第1項	営業費用	722,747	556	723,303
第2項	営業外費用	85,135	774	85,909

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額150,399千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,109千円、繰越工事資金1,940千円、過年度分損益勘定留保資金63,623千円、当年度分損益勘定留保資金76,727千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入				
	（科 目）	（既決予定額） 千円	（補正予定額） 千円	（計） 千円
第1款	資本的収入	429,154	52,022	481,176
第1項	企業債	335,500	21,300	356,800
第3項	国庫補助金	38,061	30,722	68,783

支 出

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		千円	千円	千円
第1款	資 本 的 支 出	577,775	53,800	631,575
第1項	建 設 改 良 費	180,824	53,800	234,624

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

補正前

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業	115,400千円	普通貸借又は証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

補正後

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業	136,700千円	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

令和7年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

議案第 25 号

令和7年度 嬉野市一般会計予算

令和7年度嬉野市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,000,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳 入 歳 出 予 算

第1表（歳 入）

（単位：千円）

款	項	金 額
1 市税		2,800,245
	1 市民税	1,073,631
	2 固定資産税	1,370,087
	3 軽自動車税	114,448
	4 市町村たばこ税	172,166
	5 入湯税	69,913
2 地方譲与税		120,900
	1 地方揮発油譲与税	20,000
	2 自動車重量譲与税	72,000
	3 森林環境譲与税	28,900
3 利子割交付金		700
	1 利子割交付金	700
4 配当割交付金		7,000
	1 配当割交付金	7,000
5 株式等譲渡所得割交付金		7,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	7,000
6 法人事業税交付金		50,000
	1 法人事業税交付金	50,000
7 地方消費税交付金		560,000
	1 地方消費税交付金	560,000
8 環境性能割交付金		8,000
	1 環境性能割交付金	8,000
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		300
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	300

(単位：千円)

款	項	金 額
10 地方特例交付金		20,001
	1 地方特例交付金	20,001
11 地方交付税		4,700,000
	1 地方交付税	4,700,000
12 交通安全対策特別交付金		2,000
	1 交通安全対策特別交付金	2,000
13 分担金及び負担金		47,911
	1 分担金	5,295
	2 負担金	42,616
14 使用料及び手数料		239,004
	1 使用料	33,084
	2 手数料	205,920
15 国庫支出金		3,014,420
	1 国庫負担金	2,427,749
	2 国庫補助金	579,480
	3 委託金	7,191
16 県支出金		1,493,757
	1 県負担金	889,473
	2 県補助金	531,865
	3 委託金	72,419
17 財産収入		60,859
	1 財産運用収入	42,755
	2 財産売却収入	18,104
18 寄附金		2,300,003
	1 寄附金	2,300,003

(単位：千円)

款	項	金 額
19 繰入金		3,359,038
	1 特別会計繰入金	3
	2 基金繰入金	3,359,035
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		574,961
	1 延滞金、加算金及び過料	2,000
	2 市預金利子	503
	3 貸付金元利収入	224,000
	4 受託事業収入	4,480
	5 雑入	343,978
22 市債		1,633,900
	1 市債	1,633,900
歳 入	合 計	21,000,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		151,476
	1 議会費	151,476
2 総務費		6,400,374
	1 総務管理費	5,984,978
	2 徴税費	200,809
	3 戸籍住民基本台帳費	111,406
	4 選挙費	64,118
	5 統計調査費	20,453
	6 監査委員費	18,610
3 民生費		6,429,828
	1 社会福祉費	3,026,766
	2 児童福祉費	2,826,205
	3 生活保護費	576,757
	4 災害救助費	100
4 衛生費		1,412,247
	1 保健衛生費	407,905
	2 清掃費	926,823
	3 上水道費	77,519
5 労働費		14,723
	1 労働諸費	14,723
6 農林水産業費		859,967
	1 農業費	746,077
	2 林業費	113,680
	3 水産業費	210

(単位：千円)

款	項	金 額
7 商工費		467,924
	1 商工費	467,924
8 土木費		1,279,428
	1 土木管理費	55,152
	2 道路橋りょう費	440,941
	3 河川費	25,339
	4 都市計画費	722,835
	5 住宅費	8,280
	6 新幹線費	26,881
9 消防費		671,704
	1 消防費	671,704
10 教育費		1,764,155
	1 教育総務費	261,464
	2 小学校費	674,909
	3 中学校費	123,656
	4 社会教育費	271,804
	5 保健体育費	432,322
11 災害復旧費		314,790
	1 農林水産施設災害復旧費	13,985
	2 公共土木施設災害復旧費	300,805
12 公債費		1,213,384
	1 公債費	1,213,384
13 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出	合 計	21,000,000

第 2 表 継 続 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
2 総務費	1 総務管理費	総合計画・総合戦略・人口ビジョン策定	16,900	令和7年度	12,900
				令和8年度	4,000
2 総務費	1 総務管理費	庁舎整備関連事業（令和7年度設定分）	290,000	令和7年度	0
				令和8年度	290,000
2 総務費	1 総務管理費	新庁舎ネットワーク構築業務	149,600	令和7年度	26,000
				令和8年度	123,600
6 農林水産業費	1 農業費	農業振興地域整備計画策定	15,500	令和7年度	6,500
				令和8年度	9,000
6 農林水産業費	1 農業費	ハウス団地整備事業	129,450	令和7年度	39,000
				令和8年度	90,450
9 消防費	1 消防費	防災行政無線整備事業	179,520	令和7年度	71,460
				令和8年度	108,060

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
9 消防費	1 消防費	新庁舎災害対策室映像表示システム整備事業	33,550	令和7年度	13,420
				令和8年度	20,130
1 1 災害復旧費費	2 公共土木施設災害復旧費	市道内野山木場線地すべり災害復旧事業	729,000	令和7年度	293,000
				令和8年度	436,000

第 3 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
コールセンター導入業務	令和 8 年度から令和 9 年度まで	各年度の予算で定める額
仮事務所施設警備に係る委託料	令和 8 年度	予算で定める額
ふるさと応援寄附金に係る報償費	令和 8 年度	予算で定める額
移住促進事業(令和7年度該当分)	令和 8 年度から令和 9 年度まで	各年度の予算で定める額
コミュニティ活動保険料	令和 8 年度	予算で定める額
市報作成に係る委託料	令和 8 年度	予算で定める額
行政番組制作に係る委託料	令和 8 年度	予算で定める額
特別支援学校放課後児童健全育成事業に係る委託料	令和 8 年度から令和 9 年度まで	各年度の予算で定める額
市有林森林経営事業	令和 8 年度から令和 1 1 年度まで	各年度の予算で定める額
市道維持補修業務	令和 8 年度	予算で定める額

第 4 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁 舎 等 整 備 費	千円 744,700	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	3. 0 %以内（ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方公共団体金融 機構資金について、利率見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他 の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又 は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 照 明 器 具 改 修 費	千円 400	〃	〃	〃
認 定 こ ど も 園 等 整 備 事 業	千円 14,100	〃	〃	〃
地 域 農 業 水 利 施 設 ス ト ッ ク マ ネ ジ メ ン ト 事 業	千円 2,100	〃	〃	〃
基 幹 水 利 施 設 ス ト ッ ク マ ネ ジ メ ン ト 事 業	千円 6,000	〃	〃	〃
道 路 メ ン テ ナ ンス 事 業	千円 9,500	〃	〃	〃

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市道本通り線舗装補修事業	千円 36,000	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方公共団体金融 機構資金について、利率見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他 の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又 は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
市道舗装長寿命化対策事業	千円 18,000	〃	〃	〃
社会資本整備総合交付金事業	千円 10,500	〃	〃	〃
道路新設改良事業	千円 76,000	〃	〃	〃
公園施設長寿命化 対策支援事業	千円 7,600	〃	〃	〃
スポーツ施設照明設備 LED化事業	千円 10,800	〃	〃	〃

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 事 業	千円 6,000	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	3. 0 %以内（ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方公共団体金融 機構資金について、利率見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他 の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又 は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
新 幹 線 建 設 地 元 負 担 金	千円 300	〃	〃	〃
消 防 施 設 整 備 事 業	千円 82,300	〃	〃	〃
防 災 行 政 無 線 整 備 事 業	千円 71,400	〃	〃	〃
新 庁 舎 災 害 対 策 室 映 像 表 示 シ ス テ ム 整 備 事 業	千円 11,400	〃	〃	〃
学 校 施 設 バ リ ア フ リ ー 化 改 修 事 業	千円 37,600	〃	〃	〃

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
学校施設空調設備整備事業	千円 104,000	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方公共団体金融 機構資金について、利率見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他 の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又 は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
学 校 施 設 長 寿 命 化 改 良 事 業	千円 190,500	〃	〃	〃
現年農地・施設災害復旧事業	千円 2,400	〃	〃	〃
現 年 林 道 災 害 復 旧 事 業	千円 400	〃	〃	〃
現 年 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 事 業	千円 1,000	〃	〃	〃
市道内野山木場線地すべり 災 害 復 旧 事 業	千円 130,100	〃	〃	〃

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
水 道 事 業 一 般 会 計 出 資 債	千円 60,800	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	3. 0 %以内（ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方公共団体金融 機構資金について、利率見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他 の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又 は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	千円 1,633,900			

令和7年度 嬉野市国民健康保険特別会計予算

令和7年度嬉野市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,572,258千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳 入 歳 出 予 算

第1表（歳 入）

（単位：千円）

款	項	金 額
1 国民健康保険税		535,095
	1 国民健康保険税	535,095
2 使用料及び手数料		200
	1 手数料	200
3 国庫支出金		2
	1 国庫補助金	2
4 県支出金		2,756,508
	1 県補助金	2,756,508
5 財産収入		328
	1 財産運用収入	328
6 繰入金		272,621
	1 他会計繰入金	261,621
	2 基金繰入金	11,000
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		7,502
	1 延滞金、加算金及び過料	2,000
	2 雑入	5,502
9 市債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
歳 入	合 計	3,572,258

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		77,919
	1 総務管理費	72,407
	2 徴税費	2,820
	3 医療費適正化特別対策事業費	2,692
2 保険給付費		2,598,327
	1 療養諸費	2,246,952
	2 高額療養費	340,850
	3 移送費	1
	4 出産育児諸費	9,004
	5 葬祭諸費	1,500
	6 傷病手当金	20
3 国民健康保険事業費納付金		819,835
	1 医療給付費	614,246
	2 後期高齢者支援金等	154,629
	3 介護納付金	50,960
4 保健事業費		45,774
	1 特定健康診査等事業費	35,710
	2 保健事業費	10,064
5 基金積立金		23,328
	1 基金積立金	23,328
6 財政安定化基金拠出金		3
	1 財政安定化基金拠出金	3
7 公債費		69
	1 公債費	69

(単位：千円)

款	項	金 額
8 諸支出金		5,003
	1 償還金及び還付加算金	5,001
	2 繰出金	2
9 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出	合 計	3,572,258

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
国 民 健 康 保 険 事 業 (財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金)	千円 1	普通貸借又は 証 券 発 行	無利子	佐賀県国民健康保険財政安定化基金条例に定められた融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	1			

議案第 27 号

令和7年度 嬉野市後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度嬉野市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ495,660千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和7年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳 入 歳 出 予 算

第1表（歳 入）

（単位：千円）

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		344,872
	1 後期高齢者医療保険料	344,872
2 使用料及び手数料		70
	1 手数料	70
3 繰入金		149,000
	1 一般会計繰入金	149,000
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,717
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	1,000
	3 特定健康診査等受託費	714
	4 雑入	2
歳 入	合 計	495,660

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		5,727
	1 総務管理費	577
	2 徴収費	4,306
	3 保健事業費	844
2 後期高齢者医療広域連合納付金		488,818
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	488,818
3 諸支出金		1,001
	1 償還金及び還付加算金	1,000
	2 繰出金	1
4 公債費		14
	1 公債費	14
5 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	495,660

令和7年度 嬉野市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度嬉野市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	4,646 戸
(2) 年間総処理水量	1,362 千m ³
(3) 一日平均処理水量	3,731 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 農業集落排水機器更新設計及び工事	44,200 千円
(ロ) 公共下水道管路更新工事	9,500 千円
(ハ) 照明設備LED化工事	12,227 千円
(ニ) 市営浄化槽設置工事	92,759 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入			
第1款	下 水 道 事 業	収 益	853,916 千円
第1項	営 業	収 益	264,753 千円
第2項	営 業 外	収 益	589,163 千円
支 出			
第1款	下 水 道 事 業	費 用	835,851 千円
第1項	営 業	費 用	752,939 千円
第2項	営 業 外	費 用	79,912 千円
第3項	予 備	費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額169,462千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,832千円、過年度分損益勘定留保資金103,448千円、当年度分損益勘定留保資金58,182千円で補てんするものとする。)

収 入			
第1款	資 本 的	収 入	455,377 千円
第1項	企 業	入 債	338,900 千円
第2項	他 会 計 補 助	金	38,958 千円
第3項	国 庫 補 助	金	63,039 千円
第4項	負 担 金 等		14,480 千円
支 出			
第1款	資 本 的	支 出	624,839 千円
第1項	建 設 改 良	費	223,701 千円
第2項	企 業 債 償 還	金	401,138 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
脱水汚泥・し渣（収集・運搬・処分）に係る委託料	令和8年度	予算で定める額
佐賀西部広域水道企業団徴収委託料	令和8年度	予算で定める額
公営企業会計システム更新業務	令和8年度	予算で定める額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業	124,900千円	普通貸借又は証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
資本費平準化債	207,900千円	〃	〃	〃
脱炭素化推進事業	6,100千円	〃	〃	〃

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- ・消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- ・職員給与費 54,258千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業費用及び資本的支出の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、400,000千円である。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

- 取得する資産

種類	名称	数量
ソフトウェア	給排水工事前ライン申請システム構築	一式

令和7年2月28日提出

嬉野市長 村上 大祐

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲 4 7 2 4 番地 1 5

氏 名 大曲 康智

昭和 33 年 5 月 8 日生

令和 7 年 2 月 28 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 人権擁護委員の候補者として再度推薦したいので、議会の意見を求める必要がある。

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 佐賀県嬉野市嬉野町大字吉田丁 4 7 5 3 番地

氏 名 江口 知佐子

昭和 38 年 3 月 8 日生

令和 7 年 2 月 28 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 人権擁護委員の候補者として新たに推薦したいので、議会の意見を求める必要がある。